平成２１年（フ）第２９３９号
神奈川県藤沢市宮前370番地の13　コスモハイツ202
債務者　山内　弘二
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８８３号
岡山市北区田中519番地３
債務者　香川　直樹
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０９号
沖縄県沖縄市照屋２丁目25番29号　コーポラス下地Ⅱ201号
債務者　島袋アニタ
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第２１５号
沖縄県沖縄市南桃原３丁目23番５号　喜久村アパート202号
債務者　青木　隆之
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１４３号
長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東６番地１芦沢ビル202
債務者　関　　和人
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１４７号
長野県小諸市乙994番地５
債務者　吉澤みえ子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１５７号
長野県小諸市大字滋野甲3320番地２
債務者　宮坂　宏明
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１６０号
長野県小諸市大字和田966番地94
債務者　甘利　知由
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第８３９９号
大阪市福島区福島２丁目10番19―1019号
債務者　中川日登志
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８７６号
大阪市福島区野田２丁目５番11号
債務者　瀬尾　恵子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０７８号
大阪府守口市金田町１丁目56番６号
債務者　辻　　勝美
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２号
島根県鹿足郡吉賀町蓼野922番地
債務者　河野　郁夫
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第６３号
島根県益田市栄町６番16号、前住所島根県益田市横田町1494番地
債務者　尾木　浩一
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第７１号
島根県益田市中須町450番地２
債務者　羽板　義文
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第７５号
島根県益田市元町５番21号、前住所島根県益田市高津町イ2574番地３
債務者　山沢　芳久
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部